

第9回農業特定技能協議会運営委員会

(議事要旨)

日 時：令和6年7月16日 16時30分～17時30分

※オンライン形式で実施

出席者：

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の機関】

一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部	部長	黒谷 伸
	次長	柿川 洋介
	相談員	八山 政治
公益社団法人 日本農業法人協会 業務課長		高須 敦俊
	業務課主査	高原 聡
一般社団法人 全国農業協同組合中央会		
営農・担い手支援部 営農企画課	課長	元広 雅樹
	考査役	石澤 哲

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課 法務専門官	村口 友美
法務省出入国在留管理庁在留管理課	
特定技能・技能実習運用企画室 特定技能企画係長	本山 孝文
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官 課長補佐	笠畑 慎二
外務省領事局外国人課 課長補佐	堀井 水元
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	
海外人材受入就労対策支援室 室長補佐	岩橋 貴生

【事業所管省庁】

農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	尾室 幸子	
	女性活躍推進室長	伊藤 里香子
	経営専門官	小笠原 隆
農林水産省 農産局 園芸作物課 課長補佐	宇佐美 直樹	
	果樹・茶グループ 地域対策官	羽石 洋平
農林水産省 畜産局 総務課 畜産総合推進室 室長	新井 健一	

議事要旨：

冒頭、農林水産省経営局就農・女性課から以下の旨のあいさつがあった。

- ・ 食料・農業・農村基本法の改正が行われたところだが、国会審議では生産現場を支える人材に関する質疑が大変多く関心が高いと認識。
- ・ 令和5年6月に農業分野が特定技能2号の対象分野に追加された。また、昨年度末には農業分野における令和6年度から向こう5年間の受入見込数が78,000人に見直された。
- ・ 今後、育成就労制度についての検討、よりよい運用に向け、関係機関との連携・協力が重要になると考えている。
- ・ 制度所管省庁からの説明、農業団体からの意見等をいただき、より良い制度運用に向けた情報共有・意見交換を行いたい。

1. 決定事項

議事資料のとおり、「農業特定技能協議会」運営要領の一部改正

2. 構成団体からの説明・報告

○ 出入国在留管理庁

最新の制度運用状況等について説明があった。

- ・ 行方不明では農業分野と建設分野の割合が高い傾向にある。また、行方不明の発生防止を含め、諸問題を防止するためにリーフレットによる周知等を行っているので御活用いただきたい。
- ・ 各分野業所管省庁及び各分野の協議会との情報連携の仕組みを検討しているため、今後、協力していただければありがたい。

○ 厚生労働省

最新の雇用状況等について説明があった。

- ・ 外国人を雇用する事業所への支援策として、外国人雇用管理アドバイザー、人材確保等支援助成金等を行っている。

○ 全国農業会議所

農業技能測定試験の実施状況等について説明があった。

- ・ 令和5年12月から2号試験及び令和6年3月よりベトナムでの1号試験が開始された。
- ・ 2号試験に関しては、合格率は2割程度であり、耕種と畜産で合格率に差がみられた。

○ 全国農業協同組合中央会

農業現場における現状について説明があった。

- ・ 外国人材が抱える生活面の主な課題として、「農村における日常生活及び勤務先と近接する住居確保」「農村における日本語能力の向上」等があるのでお伝えしたい。
- ・ また、被用者保険の適用拡大についても雇用条件の変更や可処分所得等との関係から外国人材が不安を感じているようだ。
- ・ 外国人材および受入れ農業者が安心して活動できるよう、政府・地方自治体による支援が必要であると考えている。

○ 日本農業法人協会

- ・ 国民年金の脱退一時金については5年を超えて支払った分は帰国の際に還付されないため、5年未満で一時帰国をする外国人がいる。役所では脱退一時金目的の転出を認めていないと聞いているが、外国人材が不利にならない仕組みを検討してほしいと考えている。

○ 農林水産省

農業特定技能外国人材満足度アンケート調査結果等について説明があった。

- ・ 外国人材満足度アンケートについては、株式会社 J T B が相談窓口業務と併せて行っている取組。回答数は約 1,500 件で、昨年比で回答数は増加。結果については、どの項目もおおむね満足という回答になっている。
- ・ 外国人材受入総合支援事業については、農林水産省として、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等に加えて、外国人材に対する学習機会の提供の取組を支援しているところ。
- ・ 農林水産大臣が定める上乗せ基準告示の改正があり、6月15日から新たな運用が始まっている。改正の内容としては、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、協議会の構成員であることが求められるようになったもの。
- ・ 上乗せ基準告示の改正に伴い農業特定技能協議会運営要領の一部改正について了承を求めたい。改正部分は、第1条と第2条。表現の適正化を行いたいと考えている。
→ 異議なし。

3. 質疑応答

なし

以上